

令和2年5月7日以降の当面の議会運営について（案）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月4日に緊急事態宣言の延長が宣言され、今後も引き続き予断を許さない状況が続いています。しかしながら、区議会として新型コロナウイルス感染症から区民生活を守るとともに、議決機関としての役割を果たしていくため、令和2年5月7日以降の当面の議会運営については、事態が改善されるまでの間、適切な感染症予防措置を採った上で、本会議、各委員会等を開会することとします。

1 本会議対応について

- (1) 議案等の採決は、全議員が出席して行う。
- (2) 採決以外の議事については、各会派において出席議員（※各会派所属議員数の1/2で端数は切り上げ：自民党議員団6名、みなと政策会議5名、公明党議員団3名、都民ファーストと日本維新の会2名、共産党議員団2名、街づくりミナト1名、スマイル党1名）を調整する（正副議長及び議会運営委員会正副委員長は必須とする。）。
なお、採決時以外の議席は、別紙のとおりとし、氏名柱は上げないこととする。
- (3) 採決時以外で議場に入場しない議員は、会派控室等において議会中継を視聴することとする。
- (4) 説明員の出席は、必要最小限の出席を原則とし、区長、副区長（1名でも可）、教育長、総務部長のみとする。ただし、予算に係る案件がある場合には、企画経営部長も出席することとし、その他の説明員は必要に応じて判断することとする。
- (5) 議場内の換気に努めることとする。
- (6) 当日の本会議の運営については、議会運営委員会において協議する。

2 委員会对応について

- (1) 委員会の議事については、全委員が出席して行う。ただし、特別委員会の出席委員については、密閉・密集・密接の状況を避けるため、その時点の状況に応じ、各会派に諮った上、委員長判断で出席委員を調整することとする。
- (2) 説明員の出席は、必要最小限の出席を原則とし、窓口課長及び案件所管部課長のみとする。なお、議会運営委員会については、区長、副区長（1名でも可）、教育長、総務課長のみを原則とし、付議予定案件の説明時には、企画経営部長、総務部長、財政課長も出席することとする。
- (3) 委員会室の座席は間隔をあけて着席し、換気に努めることとする。
- (4) 委員会室には、原則として説明員以外の職員は入室しないこととする。ただし、やむを得ない場合は、案件ごとに1名のみの入室とする。

3 幹事長会対応について

- (1) 理事者の出席は、必要最小限の出席を原則とし、区長、副区長（1名でも可）、教育長、総務課長のみとする。
- (2) 会場は、当面の間、第5委員会室とする。

4 議場及び委員会室等への入場・入室について（傍聴者含む）

- (1) 議場及び委員会室等に入場・入室する際は、マスクを着用し、手指消毒をした上で入場・入室する。
- (2) 議員及び説明員は、本会議・委員会等の当日に検温を実施し、発熱、咳等の症状がある場合は、出席を控えることとする。
- (3) 傍聴は自粛していただくことを原則とする。傍聴を強く希望される方については、マスクを着用し、手指消毒をした上で傍聴していただくこととする。